

公立病院経営強化プランについて

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号 : 043-223-2457 メール : chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp



**提出のあった 2 病院（千葉市立青葉病院・海浜病院）
の「公立病院経営強化プラン」について、地域
医療構想と整合的であるか御協議いただきたい。**

公立病院経営強化プランに関する関係通知について



国

R4.3.24「地域医療構想の進め方について」

- ・ 病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議。

国

R4.3.29「公立病院経営強化の推進について（通知）」

- ・ 国において「公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、公立病院に対し経営強化プランを令和5年度末までに策定するように要請。

国

R5.2.16「公立病院経営強化プランの総務省への提出等について」

- ・ 経営強化プランの総務省への提出方法等について通知。

県市町
村課

R5.3.13「公立病院経営強化プランの総務省への提出等について（通知）」

県医療
整備課

R5.4.14「地域医療構想調整会議における「公立病院経営強化プラン」の協議について（依頼）」

- ・ 調整会議における協議方法や協議時期等について整理し、通知。

⇒令和5年度中に調整会議で協議をしていただく（今回含め、3回開催予定）

R4.3.29付け「公立病院経営強化の推進について（通知）」



「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ 機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ 医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- 機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。



「地域医療構想の進め方について」

令和4年3月24日付け 医政発0324第6号（厚生労働省医政局長 → 都道府県知事）

- ・ 公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

「公立病院経営強化の推進について」

令和4年3月29日付け総財準第72号（総務省自治財政局長→都道府県知事 等）

- ・ 経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知）により、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置付けることとされていることも踏まえ、地域医療構想と整合的であることが求められる。
- ・ 持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、個々の公立病院が地域医療構想等を踏まえて、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが重要である。
- ・ 当該公立病院の将来の病床機能のあり方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。このため、地域医療構想における推計年である令和7年（2025年）及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床数や、病床機能の見直しを行う場合はその概要を記載する。
- ・ 既存施設の長寿命化等の対策を適切に講じた上で、なお新設・建替等が必要となる場合には、地域医療構想等との整合性を図った当該公立病院の役割・機能や規模等を記載する。



1 提出を依頼する資料

（１）公立病院経営強化プランの概要（様式１）

※現状の具体的対応方針の機能別病床数等に変更がある場合は様式２も併せて提出

（２）その他参考資料（任意）

※様式１、２については、以下の千葉県ホームページから報告様式がダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryokousou.html>

2 提出方法

（１）提出方法 電子データで様式を提出

（２）提出時期 随時 ※調整会議開催の１か月前までに提出

3 今後の調整会議の開催時期及び協議方法

（１）今後の開催予定

- ・第２回 １０月～１１月
- ・第３回 １月～３月

（２）協議方法

- ・協議の際は調整会議に参加の上、内容説明や質疑等の対応をお願いします。
- ・提出いただいた資料は公表の上、協議を行います。

4 留意事項

経営強化プランの策定予定時期から逆算して、適切な時期にプランの内容について調整会議で協議できるよう、様式の提出時期については留意してください。

※今年度中の調整会議で協議できるよう御注意ください。

県内各圏域の公立病院経営強化プラン策定対象の公立病院



千葉

- ・千葉県精神科医療センター
- ・千葉県がんセンター
- ・千葉県救急医療センター
- ・千葉県こども病院
- ・千葉市立青葉病院
- ・千葉市立海浜病院

東葛南部

- ・船橋市立医療センター

東葛北部

- ・松戸市立総合医療センター
- ・松戸市立福祉医療センター東松戸病院
- ・柏市立柏病院

香取海匝

- ・千葉県立佐原病院
- ・銚子市立病院
- ・国保匝瑳市民病院
- ・香取おみがわ医療センター
- ・国保多古中央病院
- ・東庄町国民健康保険東庄病院
- ・総合病院国保旭中央病院

山武長生夷隅

- ・大網白里市立国保大網病院
- ・東陽病院
- ・さんむ医療センター
- ・東千葉メディカルセンター
- ・いすみ医療センター
- ・公立長生病院

安房

- ・鴨川市立国保病院
- ・南房総市立富山国保病院
- ・鋸南町国民健康保険鋸南病院

君津

- ・国保直営総合病院君津中央病院
- ・国保直営君津中央病院大佐和分院

市原

- ・千葉県循環器病センター

・下線の公立病院については、「公立病院経営強化プランの概要」の提出があったため、具体的対応方針として、協議を実施

※各圏域における並順は、総務省の「決算統計における地方公共団体コード、施設コード」順による。
※経営強化プランの策定対象である「公立病院」とは、「地方公営企業法が適用される病院及び公営企業型地方独立行政法人が運営する病院」を指す。



- 以下の 2 医療機関から「公立病院経営強化プランの概要」の提出がありました。
- 公立病院経営強化プランについては、「具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する」とされているため、本会議において協議の必要があります。

①千葉市立青葉病院

②千葉市立海浜病院

公立病院経営強化プラン(当該病院の果たすべき役割・機能等)の概要

別添様式1

施設名	千葉市立青葉病院																																																															
所在地	千葉市中央区青葉町1273-2																																																															
許可病床数 (床)	<table><tr><td></td><td>一般病床</td><td>療養病床</td><td>精神病床</td><td>結核病床</td><td>感染症病床</td><td>計</td></tr><tr><td>開設許可</td><td>307</td><td></td><td>56</td><td></td><td>6</td><td>369</td></tr><tr><td>使用許可</td><td>307</td><td></td><td>56</td><td></td><td>6</td><td>369</td></tr></table>													一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計	開設許可	307		56		6	369	使用許可	307		56		6	369																															
	一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計																																																										
開設許可	307		56		6	369																																																										
使用許可	307		56		6	369																																																										
機能別病床数(床)	<table><tr><td></td><td>高度急性期</td><td>急性期</td><td>回復期</td><td>慢性期</td><td>休棟等</td><td>計</td></tr><tr><td>R4.7.1時点※1</td><td>12</td><td>295</td><td></td><td></td><td></td><td>307</td></tr><tr><td>R7年</td><td>12</td><td>255</td><td></td><td></td><td></td><td>267</td></tr><tr><td>R_年見込み※2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr></table> ※1 令和4年7月1日現在の機能別病床数を記載。 ※2 R8年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	R4.7.1時点※1	12	295				307	R7年	12	255				267	R_年見込み※2						0																								
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計																																																										
R4.7.1時点※1	12	295				307																																																										
R7年	12	255				267																																																										
R_年見込み※2						0																																																										
2025年以降において担う役割	<table><tr><td></td><td>がん</td><td>脳卒中</td><td>心血管疾患</td><td>糖尿病</td><td>精神疾患</td><td>救急</td><td>災害</td><td>周産期</td><td>小児</td><td>感染症</td><td>在宅</td><td>その他</td></tr><tr><td>R4.7.1時点※1</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>R7年</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>R_年見込み※2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> その他の内訳及び補足等 周産期及び小児医療の入院機能を新病院へ集約することとし、併せて急性期機能病床40床を移行する。 ※1 令和4年7月1日現在の担っている役割を記載。 ※2 R8年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他	R4.7.1時点※1	○		○	○	○	○	○			○			R7年	○		○	○	○	○	○			○			R_年見込み※2												
	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他																																																				
R4.7.1時点※1	○		○	○	○	○	○			○																																																						
R7年	○		○	○	○	○	○			○																																																						
R_年見込み※2																																																																
地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能 ※経営強化プランの記載内容を記入	政策的医療を維持、発展させつつ、市民が必要とする医療を地域で切れ目なく提供する。 政策的医療への対応として、「救急医療機能の維持」・「災害医療への対応強化」・「精神医療の提供」・「感染症医療の提供」を図り、強みがある分野である、「内科診療の専門的治療の提供」・「整形外科・泌尿器科・外科領域の専門的治療の提供」により、総合力の強化を図り、市立病院としての役割を果たす。																																																															
地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 ※経営強化プランの記載内容を記入	地域包括ケアシステムを中心とした地域完結型医療を実現するため、市民が安心して在宅医療を受けられるように、在宅医療を提供している医療機関等への後方支援体制確立を図る。また、市内の医療機関・介護事業者などとの連携強化を推進し、医療従事者・介護従事者・市民に対して情報提供等を行う。																																																															
機能分化・連携強化の取組 ※経営強化プランの記載内容を記入	地域医療支援病院として、引き続き地域の医療機関との連携を深めていくことで、紹介による入院患者数の増加、病床利用率の向上を図る。 地域医療機関との関係作りの強化として、集患プロジェクトを中心とした地域医療機関との地域連携の計画立案・実行(計画の進捗をチェックしつつ、対象地区等の見直しも継続的に実施)、地域医療機関とのカンファレンスの開催、地域医療機関への広報誌の送付(診療体制の充実などの即時的な情報発信)、地域医療機関へのメールマガジンを通じた関係性の強化、地域医療機関への逆紹介の推進等に取り組む。 また、院内の協力体制の強化として、集患プロジェクトを中心とした地域連携強化の取組みへの院内の協力促進を図る。																																																															
医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標 ※経営強化プランの記載内容を記入	・紹介患者数 8,869人(令和3年度)→9,700人(令和6年度) ・救急搬送件数 3,922件(令和3年度)→3,700件(令和6年度) ・紹介率 78.9%(令和3年度)→80.0%(令和6年度) ・逆紹介率 76.9%(令和3年度)→85.0%(令和6年度)																																																															
住民理解のための取組 ※経営強化プランの記載内容を記入	市民や地域の医療機関や入職希望者に選ばれる病院を目指し、ホームページや広報誌等を通じて市立病院の魅力・特色をわかりやすく迅速に発信する。 市民の関心のある医療や市立病院の特色ある医療について、市民公開講座等を通して発信し、市民の健康増進に寄与するとともに、市民(患者)に選ばれる病院を目指す。 プランの実施状況の点検・評価の結果は、市民が理解・評価しやすいように、ホームページなどにより適切に情報提供を行う。																																																															

○協議・合意済の「具体的対応方針」に変更がある場合は、別添様式2にも記載ください。

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。

具体的対応方針（当該病院の果たすべき役割・機能等）の変更について

別添様式2

施設名	千葉市立青葉病院												
所在地	千葉市中央区青葉町1273-2												
変更事項	☒ 2025年において担う役割 ☐ 機能別病床数												
機能別病床数（床）		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計						
	変更前（2025年）	12	255	0	0	0	267						
	変更後（2025年）	12	255	0	0	0	267						
	届出予定の入院基本料	特定集中治療室 管理料 ハイケアユニット入院 管理料	急性期一般入院 基本料										
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管 疾患	糖尿病	精神 疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
	変更前（2025年）	○			○	○	○	○					
	変更後（2025年）	○		○	○	○	○	○			○		
	その他の内訳及び補足等 周産期及び小児医療の入院機能を新病院へ集約することとし、併せて急性期機能病床40床を移行する。												
病床機能、役割を変更する理由	周産期及び小児の入院機能を新病院へ集約し、医師等の医療資源を充実させ、診療体制の維持・充実を図る目的で、青葉病院より急性期病床40床を移行する。 狭心症や心筋梗塞等に対応するため、負担の少ないカテーテル治療を中心とした循環器チームによる診療を行っている。40床の急性期病床移行後も救急医療機能を継続することから、急性心筋梗塞に対するステント留置等の心血管治療は継続すると想定している。 第2種感染症指定医療機関として感染症病床6床を有し、感染症患者の受入れを行っている。												

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料（任意）を添付ください。

公立病院経営強化プラン(当該病院の果たすべき役割・機能等)の概要

別添様式1

施設名	千葉市立海浜病院												
所在地	千葉市美浜区磯辺3-31-1												
許可病床数 (床)		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計						
開設許可		293					293						
使用許可		293					293						
機能別病床数(床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計						
R4.7.1時点※1		105	188				293						
R7年		121	228				349						
R_年見込み※2							0						
※1 令和4年7月1日現在の機能別病床数を記載。 ※2 R8年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
R4.7.1時点※1		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
R7年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
R_年見込み※2													
その他の内訳及び補足等 ・小児特有の疾患を持った成人・中高年者の移行期診療機能 ・陰圧設備を設けた病室や治療室を整備し、新興感染症等の拡大時において、感染症患者の受入れを行う													
※1 令和4年7月1日現在の担っている役割を記載。 ※2 R8年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能 ※経営強化プランの記載内容を記入	政策的医療を維持、発展させつつ、市民が必要とする医療を地域で切れ目なく提供する。 市西部地域の急性期病院として地域医療を提供するとともに、周産期・小児医療の中核的施設としての機能を果たす。 「救急医療の充実」、「高齢者医療の強化」、「周産期医療の深化」、「小児医療の深化」及び「移行期医療への取組み」により、総合力の強化を図り、市立病院としての役割を果たす。												
地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 ※経営強化プランの記載内容を記入	地域包括ケアシステムを中心とした地域完結型医療を実現するため、市民が安心して在宅医療を受けられるように、在宅医療を提供している医療機関等への後方支援体制確立を図る。また、市内の医療機関・介護事業者などとの連携強化を推進し、医療従事者・介護従事者・市民に対して情報提供等を行う。												
機能分化・連携強化の取組 ※経営強化プランの記載内容を記入	地域医療支援病院として、引き続き地域の医療機関との連携を深めていくことで、紹介による入院患者数の増加、病床利用率の向上を図る。 地域医療機関との関係作りの強化として、集患プロジェクトを中心とした地域医療機関との地域連携の計画立案・実行(計画の進捗をチェックしつつ、対象地区等の見直しも継続的に実施)、地域医療機関とのカンファレンスの開催、地域医療機関への広報誌の送付(診療体制の充実などの即時的な情報発信)、地域医療機関へのメールマガジンを通じた関係性の強化、地域医療機関への逆紹介の推進等に取り組む。 また、院内の協力体制の強化として、集患プロジェクトを中心とした地域連携強化の取組みへの院内の協力促進を図る。												
医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標 ※経営強化プランの記載内容を記入	・紹介患者数 8,731人(令和3年度)→8,640人(令和6年度) ・救急搬送件数 4,377件(令和3年度)→5,000件(令和6年度) ・紹介率 80.0%(令和3年度)→80.0%(令和6年度) ・逆紹介率 75.8%(令和3年度)→75.0%(令和6年度)												
住民理解のための取組 ※経営強化プランの記載内容を記入	市民や地域の医療機関や入職希望者に選ばれる病院を目指し、ホームページや広報誌等を通じて市立病院の魅力・特色をわかりやすく迅速に発信する。 市民の関心のある医療や市立病院の特色ある医療について、市民公開講座等を通して発信し、市民の健康増進に寄与するとともに、市民(患者)に選ばれる病院を目指す。 プランの実施状況の点検・評価の結果は、市民が理解・評価しやすいように、ホームページなどにより適切に情報提供を行う。												

○協議・合意済の「具体的対応方針」に変更がある場合は、別添様式2にも記載ください。

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。

具体的対応方針(当該病院の果たすべき役割・機能等)の変更について

別添様式2

施設名	千葉市立海浜病院												
所在地	千葉市美浜区磯辺3-31-1												
変更事項	☒ 2025年において担う役割 ☒ 機能別病床数												
機能別病床数(床)		高度急性期		急性期		回復期		慢性期		休養等		計	
	変更前(2025年)	105		228								333	
	変更後(2025年)	121		228		0		0		0		349	
	届出予定の入院基本料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 新生児集中治療室管理料 新生児治療回復入院医療管理料 小児入院医療管理料 特定集中治療室管理料 ハイケアユニット入院医療管理料		急性期一般入院基本料									
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
	変更前(2025年)	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
	変更後(2025年)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の内訳及び補足等 ・小児特有の疾患を持った成人・中高年者の移行期診療機能												
病床機能、役割を変更する理由	周産期及び小児の入院機能を集約化し、医療機能の強化を図るため青葉病院より急性期病床40床を移行する。 またさらに高度な周産期医療に対応するため高度急性期病床を8床、救急医療や高齢者医療の強化に伴い必要となる成人に対応する高度急性期病床を8床、計56床の増床とする。 高齢化に伴い増加が見込まれる糖尿病等の疾患について、対応できる診療体制を整備する 各病棟に陰圧設備を設けた感染対応病床を整備するほか、感染対応病棟については陰圧個室8床を整備し、新興感染症拡大時にゾーニングできるよう整備する。												

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。